

注*本咨文は(〇四一〇六)に引用された尚豊から礼部あての咨と同文であり、語注は同項を参照されたい。

- (1) 蔡堅「明実録」天啓三年三月丁巳の条に入貢の記事がある。
なお、出発は(一八一七)(一八一八)によれば同二年二月、『家譜』では同二年三月とある(『家譜』(二)二五九頁)。
(2) 万曆四十九年 明では万曆四十八年に泰昌元年、続いて翌年に天啓元年と改元された。故にこの年号は実際には天啓元年である。

1-18-10

世子尚豊より礼部あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九)

琉球国中山王世子尚豊、王爵を請封して以て愚忠を効し以て盛典を昭らかにする事の為にす。

照得するに、泰昌元年(一六二〇)九月十九日、痛ましくも我が先君辞世して薨逝す。念うに予小子、嫡嗣にして祧を承く。然れども侯服は度有れば敢えて僭称せず。基業の永存するに、合に先ず襲を請うべし。彼を瞻て、海国の波区、冊封の重命を膺げざれば、撮土安くんぞ能く中流に砥柱せんや。荒服の藩臣、天子の褒綸を奉ぜざれば、懦躬奚ぞ絶域に安瀾たるを得んや。沉んや祖封の昭烈なるをや。宜しく当に亟やかに題襲に循うべし。旧章は較著なれば例として遠越し稽遲する無し。経に差わし奏請して去後

るも、未だ渙汗を蒙らず。天啓三年(一六二三)三月内、礼部の咨を准くるに称すらく、歴年の稿を查循するに開す。該国の封襲の事宜は、旧、通国の印結及び世子の具表して承襲を奏請する有りて、聖旨、部に下れば、本部、具題して冊封す。此れ該国の襲封の旧例なり、と。今、該国の咨を准くるに、襲封を称するも既より通国の印結無く、又奏請の表文無し。之を旧例に揆るに、題請し難きに似たり。相応に該国に移咨し、表文を補奏し、及び通国の印結を具して前來せしめ、以て憑りて題請すべし、等の情あり。此れを准け、擬するに合に就ち行うべし、等の因あり。

此の為に、遵依して表文を備具して題請し、並びに通国の誠実の印結を具し、謹んで縁由を將て開載して備咨す。特に正議大夫等の官の蔡塵等を遣わし、迢遞に馳聞せしむ。伏して乞う、広く遊揚を借り曲げて咳唾を垂れ、転じて具して題請せんことを、等の因あり。上は朝廷の寵渥の盛典を光かせ、下は該国の恭順の小心を昭らかにするに庶からん。此の為に、理として合に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

天啓五年(一六二五)二月十九日

咨

注*本文書は(一八一三)とほぼ同文である。「明実録」天啓五年十

二月壬午の条に、尚豊が遣官して入貢し請封した記事がある。

(1) 中流に砥柱 中流底柱に同じか。困難にあつても節義を守つて屈せぬこと。

(2) 惴躬 ズイキョウ おそれおののいている私。

(3) 絶域 遠く離れた土地。

(4) 安瀾 静かな波、天下太平のたとえ。

(5) 較著 明白。

(6) 奏請して去後るも 天啓三年、蔡堅の入貢の時をいう。「一

八〇九」「四〇六」参照。

(7) 渙汗 天子が詔を出すこと。

(8) 礼部の咨 「四〇六」。

(9) 等の情あり 注(8)の引用の終り。

(10) 開載 記載。

(11) 咳唾 目上の人のことば。

1-18-11

世子尚豊より礼部あて、詔書をもたらしした使者を護送する咨

(一六二五、二、一九)

琉球国中山王世子尚豊、開読の事の為にす。

照得するに、天啓三年(一六二三)七月内、福建等処承宣布政

使司の咨を准くるに称すらく、礼部の照会を承准するに、皇上の

登極・大婚の詔書を頒発す。司に到れば、転行して官を差わし琉

球国に齎捧せしめよ、等の因あり。此れを承け、随いで経に両院

に具詳して福州中衛指揮同知蕭(崇基)を差委し、齎捧して前来

し開読せしむ。欽遵せよ、等の因あり。此れを准け、欽遵し奉行

して詔書を迎接す。敬んで天威の顔を違れざること咫尺なるを畏

み、理として合に良きを滑び吉を扱ひ肅心して開読を拱候すべし、

等の因あり。此の為に、謹んで就ち九月十五日、天使を奉迎し、

王城に按臨して開読し、此れを欽み欽遵す。齎到せる詔書は、奉

じて留めて藩疆に重鎮とし、永く国宝と為さん。事竣りて廻朝す

るに、理として合に官を遣わし坐駕して護送せしむべし、等の因

あり。此の為に、使者・都通事等の官の金応元等を遣わし、另船

に分駕し護送して前来せしむ。此の為に、理として合に貴部に移

咨して知会すべし。煩為わくは査照して施行せんことを。此の為

に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

天啓五年(一六二五)二月十九日

咨

注*本文書は「二八一四」とほぼ同文である。

(1) 福建等処承宣布政使司の咨 「〇七二〇」。咨文の引用は「礼部の照会を承准するに…」より注(3)まで。

(2) 登極・大婚の詔書 天啓帝の即位詔「〇一三三」、大婚の詔「〇二〇六」。また同時に泰昌帝の登極詔「〇一三二」ももたらされたと思われる。

(3) 等の因あり 注(1)の布政司の咨の終り。

(4) 拱候 恭しくまつ。